

議案第 90 号

栗山町議会基本条例の一部を改正する条例

栗山町議会基本条例（平成 18 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「考慮するとともに」を「考慮し」に、「活用するものとする」を「活用するとともに、栗山町特別職報酬等審議会の意見を尊重するものとする」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。